

令和2年度

定期監査結果報告書

湯前町監査委員

令和2年度定期監査結果報告書

1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」及び「契約事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った用途に充てられているか等を主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
令和3年 1月19日	(火)	議会、総務課 税務町民課
20日	(水)	教育委員会(出先機関を含む)
22日	(金)	農業委員会 農林振興課、企画観光課
26日	(火)	会計室、保健福祉課 建設水道課

3. 監査会場

湯前町役場第2会議室

4. 監査事項(内容)

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、上記監査会場において現物の確認を行いました。
指摘事項等は、以下のとおりです。

指摘事項等

1. 財産管理事務について

・ 物品管理

物品出納通知者を異にして、物品の貸出しが長期間にわたって行われている事案が見受けられた。長期間の貸出しを予定している場合等については、貸出し後に物品の所在が不明になることもあり得ることから、その顛末を備品台帳等に記載しておくなど、所在の記録を徹底されたい。

2. 預託金の運用について

町の預託金貸付については、湯前町預託金貸付要綱に基づき運用がなされているが、現在では要綱制定当初の目的を達成していると思われるため、制度自体の見直しを検討されたい。

3. 契約事務について

- (1) 委託契約書等において、暴力団等排除措置の項目を設けていないものが多数見受けられた。これは、湯前町暴力団等排除措置要綱第 11 条において定められているものであり、早急な対応を講じられたい。
- (2) 随意契約において、地方自治法施行令の適用条文の錯誤が数件見受けられた。それらは、施行伺い起案の時点で起こっており、再発防止には担当のみならず、課全体で取り組まれたい。
- (3) 公共工事請負契約書において、項目外注記の工事受注者名の記入漏れが見受けられた。受注者が町独自の契約書を使用し作成した場合、同じような記入漏れが起こり得るため、所管課においての内容チェックを徹底されたい。
- (4) 契約保証金において、契約締結の際は湯前町財務規則第 54 条の規定により運用がなされているが、同規則第 54 条第 1 項第 5 号に規定されている「少額」の判断基準が統一されていない。
また、この「少額」の判断基準を、内規により 300 万円として運用している課もあるが、明確な規定等がないため、前述のようなことが起こっていることも考えられる。
全庁的な共通認識とするためにも、基準を明文化されたい。
- (5) 公共工事請負契約等において、契約保証金については、湯前町財務規則第 54 条第 1 項各号に該当する場合は、その全部又は一部を納付させないことができるとなっている。その中で、同規則第 1 項第 1 号に該当した場合の契約書「6 契約保証金」の記入方法が、空白にしている課もあれば、金額を記入している課もあり、各課で相違がある。「免除」と記載するなど、全庁的に記入方法の統一化を図られたい。

以上、報告します。